

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月7日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 口高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第10号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。